

○小諸市地域活動支援センター事業実施要綱

平成28年11月30日

告示第147号

改正 平成30年9月28日告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、小諸市が地域活動支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）を実施し、障がい者並びに障がい児（以下「障がい者等」という。）に創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会の交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 地域活動支援センター 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。
- (4) 基礎的事業 地域活動支援センターにおいて、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の支援を行うことをいう。
- (5) 機能強化事業 地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく地域活動支援センター機能強化事業をいう。

(事業の実施)

第3条 市長は、社会福祉法人その他の法人格を有する団体で、市長が適当と認めるものに事業を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第4条 地域活動支援センターは、基礎的事業のほか、機能強化事業を実施できるものとする。

(利用対象者)

第5条 支援センター事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する障がい者等のうち、市長が支援センター事業の利用を認めたもの（以下「利用者」という。）
- (2) 他の市町村に住所を有する障がい者等のうち、第7条に規定する協議等により、当該市町村長が支援センター事業の利用を認め、小諸市長の同意を得たもの（以下「市外利用者」という。）

(利用申請等)

第6条 地域活動支援センターの利用を希望する者で、市内に住所を有するものは、小諸市地域活動支援センター事業利用申請書（地域生活支援事業）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の利用の可否の決定に係る有効期限は、決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(他市町村長との協議等)

第7条 他市町村に住所を有する者で、地域活動支援センターの利用を希望するもの(以下「市外希望者」という。)は、利用申請書を居住地の市町村長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた市町村長から依頼があったときは、当該市外希望者の地域活動支援センターの利用について協議を行うものとする。

3 市長は、前項の協議により地域活動支援センターの利用について同意した場合は、地域生活支援事業利用決定通知書により市外希望者に通知するものとする。

4 前項の利用決定に係る有効期限は、決定を受けた日の属する年度の3月31日までとする。

(費用の負担)

第8条 事業に係る食費、材料費その他の実費は、利用者の負担とする。

(他市町村の費用負担)

第9条 市長は、市外利用者が住所を有する市町村長に対し、費用の負担を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年9月28日告示第120号)

この告示は、平成30年10月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。